

令和2年 合格科目免除期間延長申請用 勤務証明書

- 平成31(令和元)年に合格した科目の免除期間を延長する方は、様式3も併せて必要です。
- 消せるボールペン、鉛筆での記入不可。訂正箇所には**公印での訂正印が必要**です。
- 裏面の【記入例】及び「受験申請の手引き」を参照のうえ、証明者が記入し、作成してください。(HPからも印刷可能です。)

勤務者氏名	生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成	年	月	日
-------	------	--	---	---	---

勤務施設

複数の施設における勤務期間・勤務時間を合算する場合は、それぞれの施設ごとに証明書(本様式)が必要です。

勤務施設名	※法人・自治体の場合は、勤務施設名も必ず記入してください。		
勤務施設所在地	電話番号	※本証明書についての問合せ先を記入してください。	
施設の概要	1 幼稚園 2 (幼稚園型又は地方裁量型)認定こども園 3 認可外保育施設(認証/認定保育所含む) ⇒ 併せて「合格科目免除期間延長申請用認可外保育施設証明書」が必要です。 児童福祉法第7条第1項によって定められた児童福祉施設 4 認可保育所(保育所型認定こども園含む) ※利用定員20人以上 5 助産施設 6 乳児院 7 母子生活支援施設 8 幼保連携型認定こども園 9 児童厚生施設(児童館) 10 児童養護施設 11 障害児入所施設 12 児童発達支援センター 13 児童心理治療施設 14 児童自立支援施設 15 児童家庭支援センター いずれか1つに○してください。 その他 詳しくは裏面をご参照ください。 16 家庭的保育事業 17 小規模保育事業 18 居宅訪問型保育事業 19 事業所内保育事業 20 放課後児童健全育成事業 21 一時預かり事業 22 特例保育を実施する施設(旧へき地保育所) 23 小規模住居型児童養育事業 24 障害児通所支援事業(放課後等デイサービス、児童発達支援のみ) 25 一時保護施設 26 障害者支援施設 27 指定障害福祉サービス事業 ⇒ 26、27は、入所者の半数以上が18歳未満の施設に限る		
認可等年月日	昭和・平成・令和 年 月 日	[幼稚園の場合] 学校教育法に定める「幼稚園設置基準」による認可日(届出日)を記入してください。 [認可外保育施設の場合] 届出年月日を記入してください。	
必ずご記入ください。	※認可後の勤務が確認できれば年月まででも結構です。 ※施設の概要 17、18、19 は平成27年3月以前は不可。		

変更前の施設について (認定こども園以前が幼稚園等)	変更前の施設名	変更前(認可等年月日前)の施設の勤務を含める場合は記入してください。
	施設の概要	※変更前の施設が「3認可外保育施設」の場合、認可外保育施設での勤務期間・総勤務時間は含めず本様式をコピー(HPから印刷)して証明書を分けて発行してください。
	認可等年月日	

勤務経験

対象期間 令和2年4月から令和5年3月まで

勤務期間が複数に分かれる場合は本様式をコピー(HPから印刷)するか、別紙に記入し、必ず別紙にも公印を押印してください。

勤務期間	対象期間外の記入は不可	令和 年 月 から 令和 年 月	現在勤務中	※以下の期間の勤務は記入しないでください。 ●令和2年3月以前 ●令和5年4月以降 ●認可等年月日より前 ●証明日より後の勤務
上記勤務期間の総勤務時間数	いずれか1つに○してください。(なし、複数は不可)			※1,440時間に満たない場合、必ず総勤務時間数を記入してください。 注意:1日8時間×週5日勤務、週40時間等の記入は不可。
	<input checked="" type="checkbox"/> 1,440時間以上	<input checked="" type="checkbox"/> ()時間		

上記のとおり、記載の施設において勤務経験^{注意1}を有する者であることを証明する。公印
※個人印不可^{注意3}

証明日	施設名(証明施設) 注意2	公印
令和 年 月 日	施設長名(証明者) 注意2	

- 注意1: 主たる業務が児童の保護又は援護若しくは幼児の教育(保育)に直接従事していること。事務職等で児童又は幼児と直接携わらない勤務は該当しません。
- 注意2: 施設が廃園している場合、当該施設の設置者(法人・自治体)が存続していれば証明が可能です。また、統合等によって事務を引き継いだ施設・団体等が証明できる場合は、引き継いだ施設・団体の長による証明も可能です。いずれも難しく証明ができない場合は、その勤務を勤務経験とすることはできません。
- 注意3: 認可外保育施設以外の施設で個人印を使用している施設は事前に神奈川県次世代育成課に連絡してください(裏面参照)。

